

若葉地区まちづくり推進協議会 会則

(名 称)

第1条 当会は、若葉地区まちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)と称します。

(目 的)

第2条 推進協議会は、対象区域内の地元住民及び権利者並びに新宿区の連携を密にしなが、まちづくりの方向性や将来像を描き、当地区にふさわしいまちの実現をめざして、まちづくりを推進することを目的とします。

(対象区域)

第3条 推進協議会の対象区域は、新宿区若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、南元町及び須賀町の一部とします。(対象区域図参照)

(活 動)

第4条 推進協議会は、第2条に規定する目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行います。

- (1)対象区域及びその周辺(検討区域図参照。以下「検討区域」という。)のまちづくりの推進のために必要な調査、検討を行うこと。
- (2)検討区域のまちづくりの目標及びまちづくり協力基準に関すること。
- (3)若葉地区まちづくり協力基準の対象区域内において建築を行おうとする者とまちづくり協議を行い、まちづくりの目標及びまちづくり協力基準への協力を求めること。
- (4)検討区域内の住民等のまちづくりに関する意向を広く収集するとともに、まちづくりに関する情報を広報すること。
- (5)まちづくりに関する計画、提案等を取りまとめること。
- (6)推進協議会の申し合わせ事項に関すること。
- (7)その他、第2条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会 員)

第5条 推進協議会の会員は、次の各号に掲げる個人及び団体とします。

- (1)第3条に規定する区域内の土地所有者、建物所有者、営業者又は居住者
- (2)会長の承認を得た者

(組 織)

第6条 推進協議会の組織は、次の各号のとおりとします。

- (1) 推進協議会に役員会を置き、全体会の開催、議題及び運営等に関する
ことの協議並びに第4条第3号の規定に関する活動を行います。
- (2) 役員は、若葉二丁目町会、若葉三丁目町会及び若葉三丁目商店共栄
会からの推薦並びに推進協議会での互選によることとします。ただし、第5条
第1号に属する者に限ります。
- (3) 役員会は、会長1名、副会長及び役員若干名をもって構成します。また、
推進協議会の会長及び副会長は、推進協議会の役員による互選によること
とします。
- (4) 推進協議会の会長は、役員会の会長を兼ねるものとします。
- (5) 推進協議会は、必要に応じて、役員会の承認により、分科会等を設置す
ることができます。

(任期)

第7条 役員任期は2年とし、補充役員任期は、前任者の残余期間とします。た
だし、役員再任は妨げません。

(役員辞任)

第8条 役員が辞任しようとするときは、役員会に報告することとします。

(会長及び副会長)

第9条 会長は、推進協議会を代表し、会務を総括します。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、そ
の職務を代理します。

(会議)

第10条 推進協議会の全体会及び役員会(以下「会議」という。)は、次の各号のと
おりとします。

- (1) 会長は、会議を招集し、主催します。
- (2) 会長は、会議の議長となります。
- (3) 会長は必要があると認めるときは、会員を役員会に出席させることができま
す。
- (4) 会長は必要があると認めるときは、会員以外の者に会議への出席を求め、
その意見又は説明を聞くことができます。
- (5) 第4条第3号に規定する議題について直接利害関係を有する会員は、そ
の議事に加わることはできません。
- (6) 会長がやむを得ないと認めるときは、会議を書面等で開催することができ
ることとします。

(特別会員)

第 11 条 推進協議会に次の各号のとおり特別会員を置くことができます。

(1) 特別会員は、商業、税務、法律、建築、都市計画等の専門分野並びに学識経験者等から、会長が選任することができます。

(2) 特別会員は、当該専門の事項に関し、助言するほか、会議及び分科会等に出席して、意見を述べることができます。

(事務局)

第 12 条 推進協議会の事務局は、新宿区都市計画部防災都市づくり課(新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号)に置きます。

(改正)

第 13 条 この会則に変更の必要が生じた場合は、役員会において検討のうえ改正するものとします。

(委任)

第 14 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会で協議を経て別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 9 年 3 月 17 日から施行します。

附 則

(施行期日)

1 改正後の会則は、平成 11 年 7 月 9 日から施行します。

附 則

(施行期日)

1 改正後の会則は、平成 13 年 7 月 25 日から施行します。

附 則

(施行期日)

1 改正後の会則は、平成 14 年 9 月 11 日から施行します。

附 則

(施行期日)

1 改正後の会則は、平成 17 年 6 月 28 日から施行します。

附 則

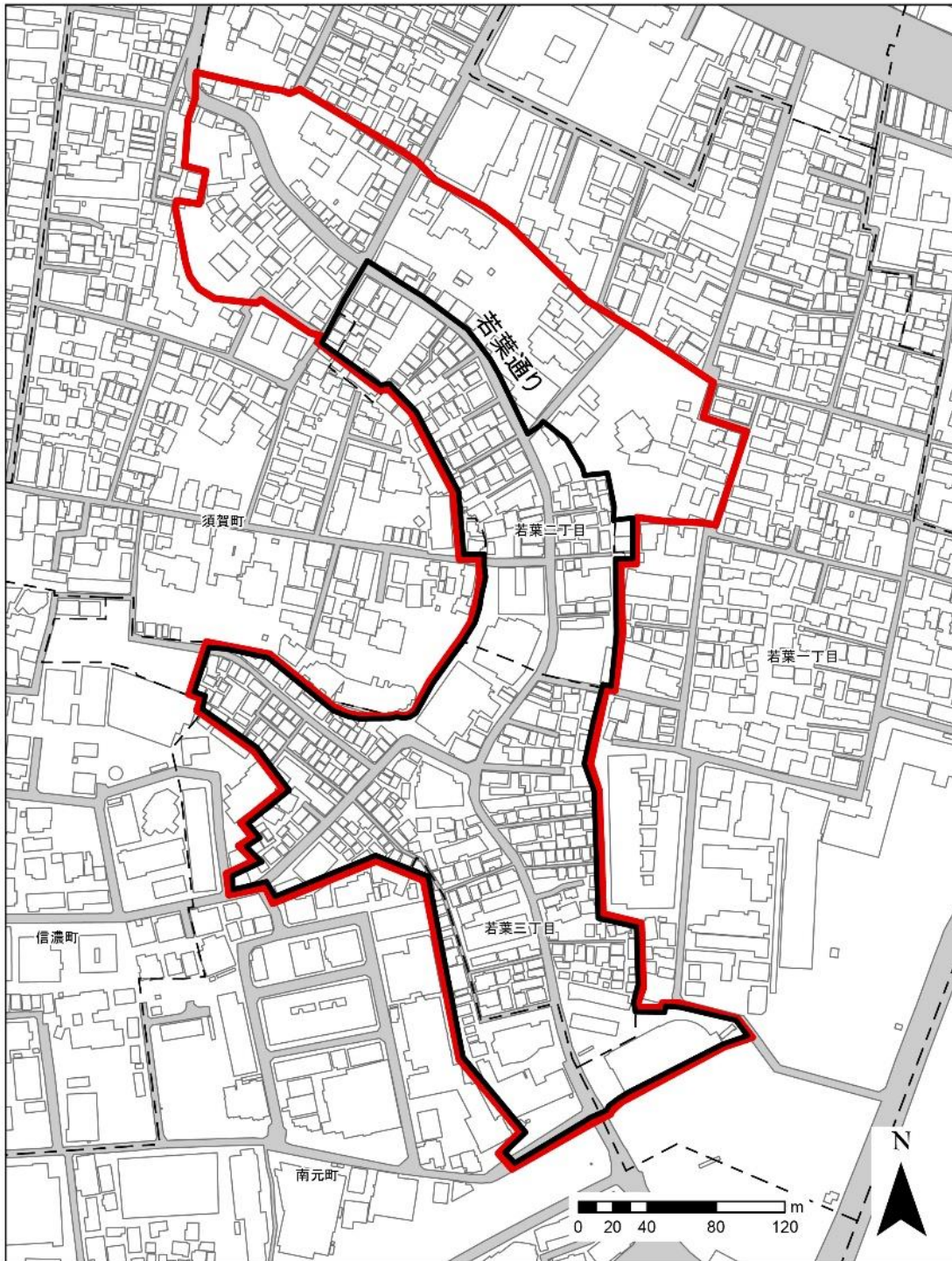
(施行期日)

1 改正後の会則は、令和 4 年 1 月 13 日から施行します。ただし、改正後の最初の全体会において改正の承認を得ることとします。全体会で承認されなかった場合は、全体会において新たな改正案の検討及び改正の決定を行うこととします。

2 改正前の地元部会の会員は、改正後の最初の役員に移行することとします。この

場合において、移行した役員の任期の終了日は、改正前の会員の任期の終了日までとします。会長及び地元部会の副会長についても同様に移行することとします。

■ 対象区域図（第3条関連）



- 凡例
- 若葉地区まちづくり推進協議会の対象区域
 - 若葉地区地区計画の区域
 - 町丁目界

■ 検討区域図（第 4 条 関連）

